

事務所コラム

2025 年 9 月 29 日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

最低賃金全国平均時給 1,121 円

全国加重平均 66 円上げ過去最大

中央最低賃金審議会で賃金引き上げ額が全国加重平均は 24 年度実績から 66 円引き上げ時給 1,121 円で決まりました。現在の 1,055 円から上昇率 6.2%と金額、率とも過去最大規模のアップです。引き上げは 23 年連続で、目安以上の引き上げがされて全ての都道府県で 1,000 円を超えています。

発効日は 2025 年 10 月ですが、今年は半分以上の府県は 11 月以降になります。

中小企業の経営には生産性の底上げが急務

中小企業者に対し日本商工会議所が 2025 年 1 月～2 月に行った調査では、最賃上げ対策としては「設備投資等人件費以外のコスト削減」(39.6%)「残業時間・シフトの削減」(31.3%)となっていました。引き上げに見合う経営体力が伴わなければ、高い賃金を提示されても重荷となり人材採用、雇用維持ができず地域経済がしぼむリスクもあります。

労働政策研究・研修機構が実施した調査では最も低いパート賃金が「最低賃金の 10%以上上回る」と答えた企業は 26.7%しかありません。社会保険料がかかり始める「106 万円の壁」に達する人も増えていくでしょう。

最低賃金の近くで働くパートやアルバイトは多く、基準となる金額の引き上げで社会保険料がかかり始める人が増えてきます。社会保険料の支払いを回避して働き控えをする人も一定数います。最低賃金の引き上げが人手不足に拍車をかけることにもなりかねません。

準備期間は限られている

例えば、最低賃金で 1 日 8 時間、21 日働くパートの場合、 $1,055 \text{ 円} \times 8 \text{ H} \times 21 \text{ 日} = 177,240 \text{ 円}$ だった月給が $1,121 \text{ 円} \times 8 \text{ H} \times 21 \text{ 日} = 188,328 \text{ 円}$ となり、差額は月 11,088 円、年間で約 13 万円超の増加です。

ある飲食店の対応策例では、

- ・ピーク時間のみ勤務の「短時間勤務に」切り替え
- ・夕方以降の清掃を外注に切り替え
- ・接客業務のセルフ化、タブレットの活用
- ・売上げが少ないメニューの廃止 等

時給制社員の最賃改定後の賃金シミュレーション、人件費総額の影響試算、不採算業務の作業の洗い出しなどで作業の見直し等をしてみましょう。



政府は 2020 年代に 1,500 円をとの目標を掲げています